

流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例（昭和47
年流山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中流山市八木南第1コミュニティ・ホームの項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。